

令和8年第1回水戸市議会定例会議案

(追 加)

水 戸 市

議 案

〔令和 8 年 3 月 2 日〕
〔第 1 回水戸市議会定例会〕

市議会議案第37号	水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
〳	第38号 包括外部監査契約の締結について	17
〳	第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	19
〳	第40号 令和7年度水戸市一般会計補正予算（第8号）	21
〳	第41号 令和7年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）	31
〳	第42号 令和7年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）	33
〳	第43号 令和7年度水戸市東前第二土地地区画整理事業会計補正予算（第1号）	35
〳	第44号 令和7年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）	37
〳	第45号 令和7年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）	39
〳	第46号 令和7年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	41
〳	第47号 令和7年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計補正予算（第1号）	43
〳	第48号 令和7年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）	47
〳	第49号 令和7年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）	49
報 告	第2号 専決処分について（令和7年度水戸市一般会計補正予算（第7号））	51
〳	第3号 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	55
〳	第4号 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	57
〳	第5号 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	59
〳	第6号 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	61
〳	第7号 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	63

水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水戸市職員の給与に関する条例（昭和32年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「土地の項第2号」を「土地の部第2号の項」に改める。

第10条の2第1項中「310,000円」を「310,800円」に改める。

第12条の3第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第18条第1項中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「, 6月に支給する場合においては100分の125, 12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「とする」を「と, 「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「, 6月に支給する場合においては100分の105, 12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「, 6月に支給する場合においては100分の50, 12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

第22条の2第1項の表1の項中「392,000」を「405,000」に改め、同表2の項中「444,000」を「455,000」に改め、同表3の項中「492,000」を「508,000」に改め、同表4の項中「555,000」を「574,000」に改め、同表5の項中「634,000」を「655,000」に改め、同表6の項中「740,000」を「765,000」に改め、同表7の項中「864,000」を「893,000」に改める。

第22条の3第2項中「100分の95」との次に「, 「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を加え、「とする」を「と, 「100分の107.5」とあるのは「100分の80」とする」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条，第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	

33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600			

72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,000				
87	266,500	306,100	356,100	397,400				
88	266,800	306,400	356,500	397,800				
89	267,100	306,700	356,700	398,100				
90	267,400	307,000	357,100	398,600				
91	267,700	307,300	357,500	399,000				
92	268,000	307,600	357,900	399,400				
93	268,300	307,800	358,100	399,700				
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						

111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額							
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条、第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	471,900
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	477,200
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	482,100
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	486,700
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	490,700
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	494,100
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	497,000
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	499,500
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	501,500
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	

33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	
41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	

72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
86	312,500	331,200	355,900	398,800				
87	313,200	332,200	357,400	399,400				
88	313,900	333,200	358,800	400,000				
89	314,600	334,100	360,100	400,300				
90	315,300	335,400	361,300	400,800				
91	316,000	336,600	362,500	401,300				
92	316,700	337,800	363,800	401,800				
93	317,200	339,000	365,100	402,200				
94	318,100	340,300	366,600	402,600				
95	319,000	341,500	368,100	403,100				
96	319,800	342,700	369,500	403,600				
97	320,500	343,900	370,800	404,000				
98	321,400	345,200	372,000	404,500				
99	322,300	346,400	373,100	405,000				
100	323,200	347,600	374,300	405,400				
101	324,100	349,000	375,400	405,700				
102	325,100	349,900	376,500	406,100				
103	326,100	350,900	377,600	406,500				
104	327,000	352,000	378,700	406,800				
105	327,800	353,100	379,900	407,100				
106	328,400	354,200	380,400	407,600				
107	329,000	355,200	381,000	408,100				
108	329,600	356,200	381,600	408,600				
109	330,100	357,400	382,200	408,900				
110	330,600	358,400	382,700	409,400				

	111	331,000	359,400	383,100	409,900				
	112	331,500	360,300	383,600	410,400				
	113	332,300	361,200	384,000	410,700				
	114	332,900	362,100	384,400	411,200				
	115	333,600	363,000	384,900	411,700				
	116	334,200	364,000	385,400	412,200				
	117	334,800	365,000	385,800	412,600				
	118	335,500	365,400	386,300	413,100				
	119	336,200	366,000	386,900	413,500				
	120	336,900	366,600	387,400	414,000				
	121	337,500	366,900	387,600	414,400				
	122	337,800	367,300	388,100					
	123	338,300	367,700	388,600					
	124	338,800	368,100	389,000					
	125	339,100	368,500	389,500					
	126		368,900	390,000					
	127		369,300	390,500					
	128		369,700	391,000					
	129		370,100	391,300					
	130		370,500	391,800					
	131		370,900	392,300					
	132		371,300	392,800					
	133		371,500	393,100					
	134		372,000	393,600					
	135		372,300	394,000					
	136		372,600	394,400					
	137		372,900	394,700					
	138		373,300	395,100					
	139		373,800	395,600					
	140		374,300	396,100					
	141		374,600	396,400					
	142		375,100						
	143		375,600						
	144		376,100						
	145		376,400						
定年前再 任用 短時		基 準 給料月額							
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

間勤 務職 員									
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、消防吏員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条，第5条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
32	394,700	466,400	525,000		

33	396,400	467,700	526,500	
34	398,200	469,100	527,800	
35	399,800	470,400	529,100	
36	401,100	471,800	530,400	
37	402,500	473,200	531,400	
38	403,900	474,900	532,700	
39	405,300	476,500	534,000	
40	406,700	478,000	535,300	
41	408,200	479,600	536,300	
42	408,900	480,800	537,100	
43	409,500	481,900	537,900	
44	410,100	483,000	538,700	
45	410,900	484,000	539,600	
46	411,500	484,900	540,400	
47	412,100	485,800	541,200	
48	412,600	486,600	541,900	
49	413,100	487,300	542,700	
50	413,500	488,000	543,500	
51	414,000	488,700	544,200	
52	414,400	489,300	545,100	
53	414,800	489,900	546,000	
54	415,100	490,600	546,800	
55	415,400	491,200	547,700	
56	415,800	491,800	548,600	
57	416,100	492,100	549,400	
58	416,500	492,700	550,200	
59	416,800	493,300	551,000	
60	417,200	494,000	551,700	
61	417,600	494,400	552,500	
62	417,900	495,000	553,400	
63	418,200	495,700	554,300	
64	418,500	496,400	555,200	
65	418,800	496,800	556,000	
66		497,400	556,900	
67		498,000	557,800	
68		498,500	558,700	
69		499,000	559,500	
70		499,500	560,400	
71		500,000	561,300	

	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	312,900	356,500	412,800	488,500	

備考 この表は、医師免許を受けている職員で医療業務又は公衆衛生業務に従事するものに適用する。

第2条 水戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第2号中「3,000円」を「5,000円（水戸市行政財産使用料徴収条例別表土地の部第2号の項使用の区分の欄に掲げる場合に該当する職員にあっては、3,000円）」に改め、同号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円
- ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第12条の3第3項中「の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加える。

第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第22条の3第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の80」を「100分の106.25」とあるのは「100分の78.75」に改める。

（市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成4年水戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を加える。

第4条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

（常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成4年水戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を加える。

第6条 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の水戸市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（同項において「改正後の議員報酬等条例」という。）及び第5条の規定による改正後の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（同項において「改正後の常勤特別職給与等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例（水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年水戸市条例第40号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、改正後の議員報酬等条例又は改正後の常勤特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の水戸市職員の給与に関する条例（水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第5条の規定による改正前の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬等条例又は改正後の常勤特別職給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告 |
| 2 契約金額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 3 契約の相手方 | 住所 那珂郡東海村白方中央2丁目4番17号
氏名 小笠原 隆
資格 公認会計士 |
| 4 契約の期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

令和8年3月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36第1項 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市

令和7年度水戸市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度水戸市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500,654千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,138,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正1追加」による。

2 地方債の変更は、「第4表地方債補正2変更」による。

（繰越明許費の補正）

第5条 繰越明許費の追加は、「第5表繰越明許費補正1追加」による。

2 繰越明許費の変更は、「第5表繰越明許費補正2変更」による。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
12 地方交付税		千円 12,477,820	千円 1,225,201	千円 13,703,021
	1 地方交付税	12,477,820	1,225,201	13,703,021
16 国庫支出金		31,431,657	431,403	31,863,060
	1 国庫負担金	22,490,023	239,881	22,729,904
	2 国庫補助金	8,863,672	191,522	9,055,194
17 県支出金		10,958,261	47,500	11,005,761
	1 県負担金	6,470,692	47,500	6,518,192
20 繰入金		2,599,425	△213,457	2,385,968
	1 基金繰入金	2,589,425	△241,457	2,347,968
	2 特別会計繰入金	10,000	28,000	38,000
22 諸収入		3,092,391	18,607	3,110,998
	5 雑入	2,766,208	18,607	2,784,815
23 市債		8,263,600	991,400	9,255,000
	1 市債	8,263,600	991,400	9,255,000
歳 入 合 計		132,637,580	2,500,654	135,138,234

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 議会費		千円 570,548	千円 1,541	千円 572,089
	1 議会費	570,548	1,541	572,089
2 総務費		12,237,600	931,043	13,168,643
	1 総務管理費	9,455,494	866,268	10,321,762
	2 徴税費	1,444,551	32,966	1,477,517
	3 戸籍住民基本台帳費	700,370	36,060	736,430
	4 選挙費	330,989	△35	330,954
	5 統計調査費	223,912	△7,729	216,183
	6 監査委員費	82,284	3,513	85,797
3 民生費		57,334,530	533,795	57,868,325
	1 社会福祉費	25,007,463	266,560	25,274,023
	2 児童福祉費	22,715,547	72,826	22,788,373
	3 生活保護費	9,601,617	194,409	9,796,026
4 衛生費		10,440,626	18,959	10,459,585
	1 保健所費	3,236,067	△22,427	3,213,640
	2 母子保健費	824,472	△4,381	820,091
	3 墓園斎場費	424,076	8,851	432,927
	4 清掃費	5,494,811	△71,884	5,422,927
	5 上水道費	461,200	108,800	570,000
5 労働費		52,599	△91	52,508
	1 労働諸費	52,599	△91	52,508
6 農林水産業費		1,490,676	15,945	1,506,621
	1 農業費	1,452,669	15,945	1,468,614
7 商工費		1,773,288	△2,944	1,770,344
	1 商工費	1,773,288	△2,944	1,770,344

款	項	補正前の予算額	補正額	計
8 土木費		千円 17,354,073	千円 316,565	千円 17,670,638
	1 土木管理費	529,518	76,889	606,407
	2 道路橋りょう費	3,700,451	△68,134	3,632,317
	3 河川費	940,166	△11,445	928,721
	4 都市計画費	11,341,925	316,699	11,658,624
	5 住宅費	842,013	2,556	844,569
9 消防費		3,975,987	92,172	4,068,159
	1 消防費	3,975,987	92,172	4,068,159
10 教育費		16,119,127	557,869	16,676,996
	1 教育総務費	1,664,891	2,500	1,667,391
	2 小学校費	5,456,797	592,221	6,049,018
	3 中学校費	1,815,537	△33,364	1,782,173
	4 幼稚園費	2,371,909	7,208	2,379,117
	5 社会教育費	1,178,420	634	1,179,054
	6 保健体育費	3,631,573	△11,330	3,620,243
12 公債費		11,088,524	35,800	11,124,324
	1 公債費	11,088,524	35,800	11,124,324
歳 出 合 計		132,637,580	2,500,654	135,138,234

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	五軒市民センター改築事業（解体工事）	千円 282,000	7	千円 91,800	千円 260,000	7	千円 69,800
				8	190,200		8	190,200
		五軒市民センター改築事業（基本・実施設計委託）	60,000	7	36,000	60,000	7	27,000
				8	24,000		8	33,000
4 衛生費	4 清掃費	旧清掃事務所等跡地整備事業	1,406,000	7	355,500	1,406,000	7	252,500
				8	564,300		8	564,300
				9	486,200		9	589,200
10 教育費	2 小学校費	妻里小学校長寿命化改良事業	1,103,000	6	324,000	1,103,000	6	324,000
				7	201,400		7	687,400
				8	534,300		8	48,300
				9	43,300		9	43,300
	3 中学校費	第四中学校校舎増築事業	855,000	7	264,000	801,000	7	232,000
				8	591,000		8	569,000
	6 保健体育費	常澄健康管理トレーニングセンター長寿命化改修事業	686,000	7	207,000	661,000	7	182,000
				8	479,000		8	479,000

第3表 債務負担行為補正

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
資源物収集運搬に係る債務負担	令和3年度から 令和9年度まで	500,000 ^{千円}	令和3年度から 令和9年度まで	512,000 ^{千円}
燃えるごみ及び燃えないごみ収集運搬に係る債務負担	令和7年度から 令和14年度まで	748,000	令和7年度から 令和14年度まで	802,000

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
法人市民税の減税に伴う調整	千円 197,800	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
出張所事業	千円 9,900	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 11,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
防災対策事業	32,400				72,400			
児童福祉事業	33,000				43,100			
上水道事業	80,500				189,300			
道路橋りょう事業	1,025,100				1,026,600			
河川事業	503,700				611,000			
都市計画事業	2,026,200				2,255,900			
小学校事業	1,268,900				1,687,400			

第5表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	交通政策経費	千円 30,000
		市民センター長寿命化改修事業費	1,700
		防災管理経費	124,144
		市民会館運営経費	9,442
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳経費	13,409
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険推進経費	98,900
	2 児童福祉費	子育て支援経費	5,500
4 衛生費	3 墓園斎場費	堀斎場長寿命化改修事業費	6,000
	4 清掃費	清掃事務所運営経費	49,009
6 農林水産業費	1 農業費	国補土地改良事業費	13,400
		県単土地改良事業費	22,700
	2 林業費	林業管理経費	22,300
7 商工費	1 商工費	企業立地促進経費	34,400
8 土木費	1 土木管理費	建築確認等経費	7,176
		2 道路橋りょう費	道路整備推進経費
		道路管理経費	33,600
		橋りょう維持補修費	14,500
		道路新設改良事業費	298,200
		側溝新設改良事業費	40,600
		狭あい道路及び後退敷地整備事業費	158,200
		道路新設改良事業費（内原地区）	26,100
		交通安全施設整備事業費	78,300
		3 河川費	河川事務費
		排水路整備事業費	139,400

款	項	事業名	金額
		河川改良事業費	千円 14,000
	4 都市計画費	都市計画推進経費	3,000
		市街地整備推進事業費	150,000
		水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業費	700,000
		内原駅周辺地区整備事業費	195,300
		国補街路整備事業費	582,000
		単市街路整備事業費	10,000
		都市下水路整備事業費	189,900
		公園等管理経費	29,300
		国補公園建設事業費	282,600
		単市公園建設事業費	10,000
		千波湖浄化経費	7,700
	5 住宅費	住宅政策推進経費	21,496
		住宅整備事業費	50,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車管理経費	39,996
10 教育費	1 教育総務費	総合教育研究所運営経費	3,200
	2 小学校費	小学校施設設備整備事業費	30,000
		見川小学校校舎改築事業費	80,000
		吉沢小学校校舎増築事業費（2期）	40,100
	3 中学校費	中学校屋内運動場空調設備整備・トイレ洋式化事業費	14,900
	5 社会教育費	文化財保護経費	38,000
		くれふしの里古墳公園管理経費	29,920
		図書館運営経費	27,000
	6 保健体育費	体育施設整備事業費	17,000
		東町運動公園体育館観客席等改修事業費	63,000

2 変 更

款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
4 衛生費	5 上水道費	水道事業会計繰出金	千円 370,000	千円 461,600

令和7年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）

令和7年度水戸市の国民健康保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,026,583千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5 繰入金		千円 1,488,001	千円 6,081	千円 1,494,082
	1 一般会計繰入金	1,488,000	6,081	1,494,081
7 諸収入		75,644	502	76,146
	4 雑入	15,141	502	15,643
歳 入 合 計		22,020,000	6,583	22,026,583

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 総務費		千円 256,744	千円 6,003	千円 262,747
	1 総務管理費	162,250	△851	161,399
	2 徴税費	93,014	6,854	99,868
4 保健事業費		217,062	580	217,642
	1 特定健康診査等事業費	153,419	580	153,999
歳 出 合 計		22,020,000	6,583	22,026,583

令和7年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）

令和7年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,991千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,017,009千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 59,475	千円 △4,618	千円 54,857
	1 繰越金	59,475	△4,618	54,857
5 諸収入		191,637	△373	191,264
	2 雑入	191,635	△373	191,262
歳 入 合 計		1,022,000	△4,991	1,017,009

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 卸売市場費		千円 973,528	千円 △4,991	千円 968,537
	1 卸売市場費	973,528	△4,991	968,537
歳 出 合 計		1,022,000	△4,991	1,017,009

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	千円 283,000

令和7年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）

令和7年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 東前第二土地区 画整理事業費	1 東前第二土地区 画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	<small>千円</small> 58,800

令和7年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）

令和7年度水戸市の介護保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,277千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,222,384千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 4,256,000	千円 △6,120	千円 4,249,880
	1 一般会計繰入金	3,856,000	△6,120	3,849,880
9 諸収入		26,144	1,843	27,987
	4 雑入	20,979	1,843	22,822
歳 入 合 計		26,226,661	△4,277	26,222,384

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 総務費		千円 437,955	千円 2,852	千円 440,807
	1 総務管理費	268,846	2,852	271,698
3 地域支援事業費		1,132,966	△7,129	1,125,837
	1 介護予防・生活支援事業費	619,246	200	619,446
	2 一般介護予防事業費	92,569	1,026	93,595
	3 包括的支援・任意事業費	421,151	△8,355	412,796
歳 出 合 計		26,226,661	△4,277	26,222,384

令和7年度水戸市介護サービス事業会計補正予算（第1号）

令和7年度水戸市の介護サービス事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,675千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。
- 3 別表歳出の款の欄中「2予備費」を「3予備費」とし、「1指定介護予防支援事業費」の次に「2諸支出金」を加える。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 サービス収入		千円 76,509	千円 3,216	千円 79,725
	1 介護予防給付費収入	76,509	3,216	79,725
2 繰越金		1	27,783	27,784
	1 繰越金	1	27,783	27,784
3 諸収入		2,190	△24	2,166
	2 雑入	2,189	△24	2,165
歳 入 合 計		78,700	30,975	109,675

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 指定介護予防支援事業費		千円 77,298	千円 2,975	千円 80,273
	1 指定介護予防支援事業費	77,298	2,975	80,273
2 諸支出金		0	28,000	28,000
	1 繰出金	0	28,000	28,000
歳 出 合 計		78,700	30,975	109,675

令和7年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

令和7年度水戸市の後期高齢者医療会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,694,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 821,000	千円 1,599	千円 822,599
	1 一般会計繰入金	821,000	1,599	822,599
歳 入 合 計		4,693,000	1,599	4,694,599

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 総務費		千円 101,714	千円 1,599	千円 103,313
	1 総務管理費	84,041	1,599	85,640
歳 出 合 計		4,693,000	1,599	4,694,599

令和7年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計補正予算（第1号）

令和7年度水戸市の母子父子寡婦福祉資金会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

3 第1表歳入の款の欄中「3 諸収入」の次に「4 市債」を加える。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 繰入金		千円 15,000	千円 △9,000	千円 6,000
	1 一般会計繰入金	15,000	△9,000	6,000
4 市債		0	9,000	9,000
	1 市債	0	9,000	9,000
歳 入 合 計		45,000	0	45,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金事業	千円 9,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和7年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度水戸市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(4) 主要な建設改良事業	3,543,974千円	612,168千円	4,156,142千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費	6,083,900千円	7,578千円	6,091,478千円
第1項 営業費用	5,829,938千円	7,578千円	5,837,516千円

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,082,752千円」を「3,170,545千円」に、「消費税及び地方消費税資本的収支調整額294,146千円、過年度分損益勘定留保資金1,366,815千円及び当年度分損益勘定留保資金1,421,791千円」を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額325,108千円、減債積立金542,602千円、過年度分損益勘定留保資金1,328,249千円及び当年度分損益勘定留保資金974,586千円」に改め、同条中第1款資本的収入第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に「第3項 国庫補助金」を加え、第1款資本的支出第3項を第4項とし、第2項の次に「第3項 国庫補助金返還金」を加え、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,022,548千円	534,453千円	2,557,001千円
第1項 企業債	1,758,200千円	343,300千円	2,101,500千円
第2項 一般会計出資金	80,500千円	108,800千円	189,300千円
第3項 国庫補助金	0千円	82,353千円	82,353千円
	支	出	
第1款 資本的支出	5,105,300千円	622,246千円	5,727,546千円
第1項 建設改良費	3,543,974千円	612,168千円	4,156,142千円
第3項 国庫補助金返還金	0千円	10,078千円	10,078千円

第5条 継続費を次のとおり補正する。

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	楮川浄水場沈澱池耐震補強事業	千円 251,900	令和7年度	千円 125,400
				令和8年度	1,100
				令和9年度	125,400

2 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	楮川浄水場浄水設備取替事業	千円	令和6年度	千円 286,000	千円	令和6年度	千円 286,000
			588,500	令和7年度	302,500	589,600	令和7年度	302,500
				令和8年度	-		令和8年度	1,100

第6条 予算第7条を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,758,200	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 2,101,500	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

第7条 予算第10条に定めた予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）	1,015,533千円	14,511千円	1,030,044千円
(3) 賞与引当金繰入額	51,983千円	1,358千円	53,341千円
(4) 法定福利費引当金繰入額	10,230千円	307千円	10,537千円

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

令和7年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度水戸市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 建設改良費	5,602,380千円	△ 1,459,432千円	4,142,948千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 下水道事業収益	9,667,041千円	△ 6,418千円			9,660,623千円
第2項 営業外収益	5,073,425千円	△ 6,418千円			5,067,007千円
第1款 下水道事業費	9,486,700千円		8,107千円		9,494,807千円
第1項 営業費用	8,570,440千円		8,107千円		8,578,547千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「消費税及び地方消費税資本的収支調整額 116,712千円、過年度分損益勘定留保資金 273,451千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,748,914千円」を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額 116,712千円、減債積立金 282,944千円、過年度分損益勘定留保資金 258,469千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,480,952千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 資本的収入	6,857,323千円	△ 1,459,432千円			5,397,891千円
第1項 企業債	3,710,600千円	△ 689,000千円			3,021,600千円
第2項 一般会計出資金	592,172千円	6,418千円			598,590千円
第3項 国庫補助金	1,855,094千円	△ 776,850千円			1,078,244千円
第1款 資本的支出	10,996,400千円	△ 1,459,432千円			9,536,968千円
第1項 建設改良費	5,602,380千円	△ 1,459,432千円			4,142,948千円

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後			
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額	
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センター監視制御・No.1雨水ポンプ機械設備改築事業	千円	令和6年度	千円	千円	令和6年度	千円	
			1,124,500		377,300		1,131,000	令和7年度	377,300
					377,300			令和8年度	376,400

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水戸市浄化センター第2沈砂池外設備改築事業	千円 2,016,000	令和7年度	千円 1,466,000	(削除)		
				令和8年度	550,000			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く）	609,910千円	12,613千円	622,523千円
(2) 賞与引当金繰入額	20,744千円	1,692千円	22,436千円
(3) 法定福利費引当金繰入額	4,086千円	370千円	4,456千円

第7条 予算第10条に定めた「239,231千円」を「232,813千円」に改める。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度水戸市一般会計補正予算（第7号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

令和7年度水戸市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度水戸市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,637,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和8年1月27日処分

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
17 県支出金		千円 10,864,261	千円 94,000	千円 10,958,261
	3 委託金	845,368	94,000	939,368
歳 入 合 計		132,543,580	94,000	132,637,580

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 総務費		千円 12,143,600	千円 94,000	千円 12,237,600
	4 選挙費	236,989	94,000	330,989
歳 出 合 計		132,543,580	94,000	132,637,580

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年7月24日 午前11時40分頃
事故発生場所	水戸市千波町2161番地の1
和解の相手方	東京都千代田区大手町2丁目6番4号常盤橋タワー29階 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 城 田 宏 明
事故の概要	土木補修事務所職員青山真人が、上記場所で市有車の制動装置を作動させずに降車したため、当該車両が前進し、上記場所の車止めに接触した。 この結果、当該車両及び車止めが損傷したものである。 動産総合保険契約に基づき物件損害を補償した相手方は、本件事故に関する損害賠償請求権を取得したものである。
和解の条件	市は、東京海上日動火災保険株式会社に対し、損害賠償金として179,839円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年1月20日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市百合が丘町2番49地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市百合が丘町2番49地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年10月13日 午後6時30分頃
事故発生場所	水戸市百合が丘町2番49地先
和解の相手方	東茨城郡茨城町若宮913番地 昇栄工機有限会社 取締役社長 川 又 徹 也
事故の概要	上記場所の市道において、当該市道の縁石ブロックが飛び出していたため、当該部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、昇栄工機有限会社に対し、損害賠償金として188,614円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年11月19日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第5号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市見川町2563番176地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市見川町2563番176地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和7年9月28日 午後6時頃
事故発生場所	水戸市見川町2563番176地先
和解の相手方	水戸市見川町2563番地の61 株式会社スクーデリア 代表取締役 久保 一 男
事故の概要	上記場所の市道の縁石ブロックに適切な加工がなされていなかったため、当該部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、株式会社スクーデリアに対し、損害賠償金として45,804円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和7年11月21日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第6号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市田野町1055番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第7号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市見和3丁目1351番地の10で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年3月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

